

給水装置の適正な管理を

給水装置はお客様の財産です

市が布設した配水管から別れた先を「給水装置」と呼び、これらはお客様固有の財産です。したがって、配水管の分岐から蛇口までの管理はお客様が行うこととなっています。

給水装置などの管理

水道管にも耐用年数があります。古くなった配水管は市の負担で取り替え工事を行っていますが、「給水装置」についても、老朽化は水のにごりや漏水・出水不良の原因となりますので、取り替えていただくなど適切な維持管理をお願いいたします。

さらに、月に一度は水道メーターを点検し、漏水チェックをすることにより、無駄な水や費用を節約できます。

また、共同住宅などに設置された受水槽は定期的に検査を受け、正しい管理をすることで衛生的な生活用水が確保されます。

配水管から官民境界までの漏水修繕

配水管から官民境界までの道路部分は、不特定多数の方の通行があり原因が特定できない等の理由から、市の負担で修理します。

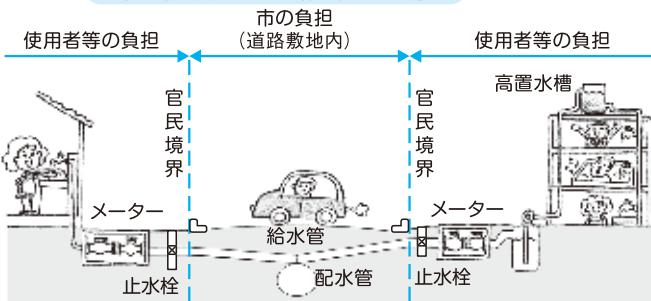
道路部分で漏水を見かけた方は、お手数ですが水道課までご連絡ください。

官民境界から蛇口までの漏水修繕

行田市指定給水装置工事事業者に修繕の依頼をしてください。

なお、修繕費用についてはお客様の負担となりますので、あらかじめ工事内容や費用について十分に打ち合わせをしてください。

給水装置の修繕区分



緊急断水にご注意

回覧・広報などでお知らせすることなく漏水工事などで緊急に断水することがありますので、ご協力ををお願いします。

なお、水の使い始めには、水がにごる場合がありますので十分に気をつけてご使用ください。



白い水ができる



水道管の中に入っている空気が無数の小さな泡になったためと考えられます。

しばらくそのまま放置しますと泡が消えて澄んだきれいな水になります。

そのまま使用していただいてもさしつかえありません。



水がにごる



建物内の老朽化した水道管内の鉄サビが原因で水がにごることがあります。

また、消火作業などで多量の水を使つたとき、水道工事や断水により、水道管を流れる水の速さや方向が変化し水がにごることがあります。

このようなときは、しばらく水を流し、澄んでからご使用ください。